

■少量排出事業所の認定について

事業活動に伴って発生する事業系一般廃棄物（店舗や事務所から出るゴミ）の処理については、原則として、事業者自らクリーンセンターへ搬入したり、業者（一般廃棄物収集運搬許可業者）へ委託するなどにより、事業者自らの責任により適正に処理をしなければなりません。

しかし、発生する事業系一般廃棄物の量がごく少量であり、且つ、物理的な条件（事業従事者が1人しかいない、車両が無い（車の運転が出来ない）等）により、クリーンセンターへの直接搬入が出来ない場合、町の認定を受けることにより、戸別収集や町が指定した資源ステーションに事業系一般廃棄物を出すことが出来ます。

1. 少量排出事業所認定を受けることができる事業所の要件

事業活動に伴って発生する事業系一般廃棄物の量が日量平均3キログラム以下の事業所が認定を受けることができます。

2. 日量平均3キログラムの考え方

認定後に戸別収集、資源ステーションに排出されることから、原則として、1週間（月曜日から日曜日）までに発生する事業系一般廃棄物の平均日量です。

よって、1週間に店舗や事務所から発生する事業系一般廃棄物の総量が21キログラム以下であれば、日量平均3キログラム以下となります。

例えば・・・

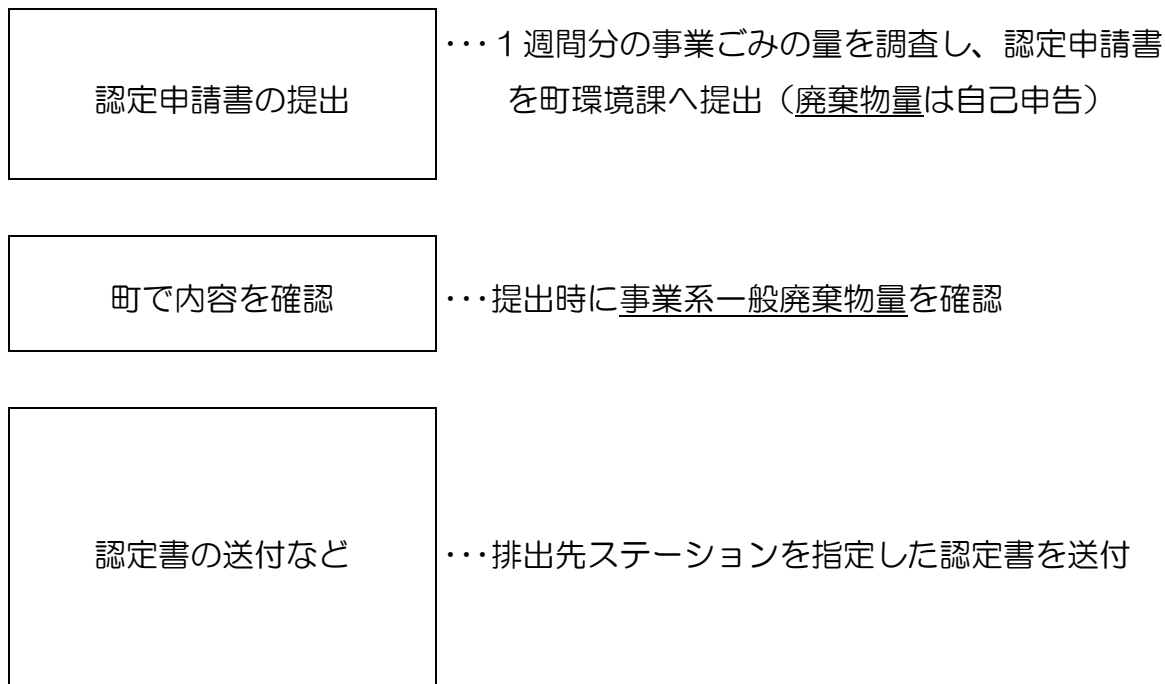
ごみ区分/曜日	月	火	水	木	金	土	日
可燃ごみ（生ごみ等）	1.5kg	1.5kg		1.5kg	1.5kg	2.5kg	2.5kg
不燃ごみ（缶・びん等）		1kg		1kg		1kg	
プラスチックごみ				1kg			
ペットボトル		1kg					
容器包装プラスチック	1kg					1kg	
ダンボール・紙パック	1kg				2kg		
新聞・雑誌など							
合計	3.5kg	3.5kg		3.5kg	2.5kg	4.5kg	2.5kg

となります。

表のように、1週間のごみ量が20キログラムの場合、1日分の平均排出日量は、約2.8キログラム（20kg÷7日）となります。

3. 認定の受け方

認定までの流れは次のとおりです。



①平均排出日量の出し方

1日に発生する事業系一般廃棄物の重さについては、別紙のゴミの重さ（参考値）などを活用したり、実際に計量するなどして7日間（1週間）連続で自ら確認し、別紙の『事業系一般廃棄物排出確認票兼認定申請書』（第6号様式）に記入し、1週間に発生する事業系一般廃棄物の合計の平均排出日量が3キログラム以下の場合、町の認定を受けることができます。

ただし、これらの事業系一般廃棄物のうち、ダンボールやペットボトルなどの資源物を、自ら資源化業者に持込んだり、引き渡す場合については、その分は量に加えなくて結構です。（最終的に町のクリーンセンターで処理される廃棄物や資源物を記入してください。）

②排出先希望ステーション

認定後、事業系一般廃棄物を出したい資源ステーションを裏面に記載してください。

記載事項は、当該事業所（店舗や事務所）から希望する資源ステーションまでの略図、戸別収集に出す場所を記載してください。

認定申請書を受理した後、当該ステーションの状況を町で確認します。既に希望ステーションのゴミの量が多いなどで、周辺環境の悪化が懸念される場合、希望のステーションに出せなくなる場合がありますのでご了承ください。

又、認定の際に指定された資源ステーション以外に当該事業系一般廃棄物を出すことは出来

なくなります。

4. 注意事項

①平均排出日量について

平均排出日量については、自己申告制となっています。基本的には制度の趣旨をご理解頂き、適正に記載して頂けるものと理解しておりますが、虚偽の申請（実際の量を偽ることは勿論、事業系一般廃棄物を自宅のゴミに混ぜて量を減らす等）等で本適用除外規定を悪用するケースが多く見受けられるような場合、制度事態の見直しを検討しなければならなくなってしまいますので、良識あるご判断をお願いいたします。

②排出先資源ステーションについて

認定後、事業系一般廃棄物を戸別収集や指定された資源ステーションに出す場合は、家庭ゴミ同様に正しく分別し、決められた収集日に出してください。

又、指定された資源ステーション以外に出すことは出来ません。

なお、地域のごみ減量化推進委員に何処の資源ステーションに何処の事業所が認定を受け事業系一般廃棄物を出しているかを通知をし、認定外事業所の排出や排出先ステーションの資源の状況を確認することとしております。

③その他

地域のごみ減量化推進委員や地域住民からの通報などにより、排出先の資源ステーション周辺の地域環境に著しい影響が出た場合には、再調査を実施することとなりますのでご了承ください。再調査により、排出される事業系一般廃棄物の量が増えたことが判明した場合等は認定を取り消すことがあります。

なお、認定されることにより戸別収集や資源ステーションに事業系一般廃棄物を出すことが出来ますが、『事業系一般廃棄物は、事業者自らが自らの責任により適正に処理を行う』という適正処理原則のうち、特別に戸別収集や資源ステーションへの排出が認められているものであり、減量化・資源化の努力義務規定は一般の事業所同様適用されます。特別に排出を認められている者として、より一層の減量化・資源化の努力をお願いいたします。

問合せ

葉山町環境課

TEL876-1111 内451